

(5) 選任時の条件について（法施行規則第21条第3項関連）

- ① 給水装置工事主任技術者の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなる場合には、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障が無いことを確認しなければならない。なお、二以上の事業所とは、A社のB事業所とC事業所という場合、D社の事業所とE社の事業所という場合がそれぞれ含まれること。
- ② 上記について、「その職務を行うに当たって特に支障がないとき」に該当するかどうかは、法第25条の4第3項の職務を法施行規則第36条第1号及び第6号に基づき遂行できるかどうか等により判断されるものであること。

(6) 届出の受付について

- ① 届出は、山武郡市広域水道企業団業務課給水検査班において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）

2 変更の届出

(1) 変更があった場合に届け出なければならない事項（法第25条の7及び法施行規則第34条第1項関連）

- ① 事業所の名称
- ② 事業所の所在地
- ③ 氏名又は名称
- ④ 住所
- ⑤ 法人にあつては、代表者の氏名
- ⑥ 法人にあつては、役員の氏名
- ⑦ 給水装置工事主任技術者の氏名
- ⑧ 給水装置工事主任技術者の免状の交付番号
- ⑨ 新規事業所の追加
- ⑩ 事業所の廃止
- ⑪ 上記のほか、住所及び給水装置工事の事業を行う事業所の電話番号及びFAX番号が変更となった場合もお知らせください。

(2) 届出期間（法施行規則第34条第2項関連）

- ① 当該変更のあった日から30日以内

- (3) 届出書類について（法施行規則第34条第2項関連）
- ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（法施行規則様式第10）
 - ② (1)のうち、③から⑤の場合にあつては、上記届出書に法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し、指定書の写しを添えて提出してください。
 - ③ (1)のうち、⑥の場合にあつては、(⑤の場合において、役員でなかった者が新たに役員となった場合を含む)上記届出書に次に掲げる書類を添えて提出してください。
 - イ 登記簿の謄本
 - ロ 誓約書（法施行規則様式第2）
- (4) 届出の受付について
- ① 届出は、山武郡市広域水道企業団業務課給水検査班において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）

3 業務内容変更の届出

- (1) 変更があつた場合に届け出なければならない事項
- ① 休業日
 - ② 営業時間
 - ③ 修繕対応時間
 - ④ 漏水等修繕対応の可否
 - ⑤ 対応工事等
- (2) 届出期間
- ① 当該変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出してください。
- (3) 届出書類について
- ① 業務内容変更届出書（様式第22号 P.33）を提出してください。
- (4) 届出の受付について
- ① 届出は、山武郡市広域水道企業団業務課給水検査班において、原則として開庁日の午前9時から午後5時まで受け付けています。（郵送やFAX、メール等での受け付けは原則実施していません。）